

道外人材確保緊急支援事業

北海道外在住の方が、宿泊や飲食など、この夏場に人手不足が深刻となる業種の北海道内の事業所において短期就労した場合に、北海道外在住の方に奨励金を、北海道内の事業所に支援金を支給することにより、対象職種の人材確保を支援します。

人材不足が深刻な業種の企業の皆様

北海道で短期就労したい道外在住の方

① 求人広告・事業周知

道外在住の方を対象に求人情報誌などで募集
「道外人材確保緊急支援事業対象」など、
事業の周知も募集にあわせて行ってください

② 応募・面接・採用

求人情報誌などの求人に応募
オンラインなどで面接するなどして
採用決定

対象産業

- 宿泊業
- 飲食店
- 持ち帰り・配達飲食サービス業

※詳しくは日本標準産業分類でご確認ください

対象職業

- 商品販売
- 飲食物調理
- 接客・給仕
- その他の保安
- 製品製造・加工処理
- 運搬
- 清掃

※詳しくは厚生労働省職業分類でご確認ください

③ 北海道で短期就労・奨励金等の申請

北海道内の事業所で3週間につき10日以上就労
就労した方と事業所が関係書類とともに奨励金等を申請

雇用契約から1か月以内に「予備審査依頼書」を提出する必要があります

対象	要件	奨励金等の額
道内事業所	対象産業（宿泊業、飲食店、持ち帰り・配達飲食サービス業）に属する事業を行う常時使用する従業員の数が50人（宿泊業にあつては100人）以下の道内に本店（個人事業主は住所）若しくは主たる事務所・事業所がある法人・個人で、下記の道外在住者を対象職種で直接雇用し、短期就労させた事業所（※道外在住の方を求人する際に事業周知も必要です）	10万円
道外在住者	住所・居所が北海道以外の方で、上記の道内事業所に直接雇用され、対象職種（商品販売の職業、飲食物調理の職業、接客・給仕の職業、その他の保安職業、製品製造・加工処理、運搬の職業、清掃の職業）で短期就労した方	10万円 (移動費を実費で追加支給(上限10万円))
短期就労 (①と②を満たす)	①令和4年7月1日から令和4年9月30日までに雇用期間が4か月未満で雇用 ②令和4年9月30日までに対象職種で3週間につき10日以上、かつ、当該期間に60時間以上勤務	

詳細はホームページをご覧ください。

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/dougaijinzaikakuho.html>

【お問合せ先】

北海道経済部労働政策局産業人材課
TEL: 011-251-3896

